

ご旅行条件 (要旨) お申し込みの際にはこちらの詳細旅行条件書を十分にお読みください。

### 1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、一般社団法人 福島市観光コンベンション協会(福島市栄町 1-1; 福島県知事登録旅行業第2-324号; 以下「当協会」という)が募集・実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当協会と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。契約の内容は、条件は、この旅行条件によるほか、国土交通省認可による当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

### 2. 旅行のお申込み及び旅行代金のお支払い

所定の旅行申込書に所定事項を記入のうえ、お申込金を添えてお申込み下さい。(旅行代金が 1 万円未満は 3,000 円、1 万円以上 3 万円未満は 6,000 円、3 万円以上 6 万円未満は 12,000 円をお預かり致します)

募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金もしくは旅行代金を受領した時に成立するものとします。

### 3. 旅行代金

旅行代金には諸税・サービス料が含まれています。なお、日程に記載のある利用機関(路線バス等)で「旅行代金に含まれないもの」の明示があるものは、お客様にお支払いいただくこととなります。

### 4. 当社の責任及び免責事項

(1) 募集型企画旅行の履行にあたって、当協会の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。

(2) 次の場合、当社では、賠償の責は問いません。

- イ. 天災地変、不可抗力による理由によって生じた損害
- ロ. 運輸、宿泊機関など当社以外の責によって生じた損害
- ハ. 盗難、疫病、食中毒、自由行動中の事故など当社以外の責によって生じた損害
- ニ. お客様が法令又は、公序良俗に反する行為によって生じた損害

### 5. 取消料

お客様の都合で旅行を取消される場合、および旅行代金を所定の期日までに入金がなく当協会がお断りする場合は、旅行代金に対し下記の料率で取消料(または、違約料)をいただきます。

旅行開始日の前日から起算して	21日前	20日前～8日前	7日前～2日前	前日	当日
旅行代金の	無料	20%	30%	40%	50%

※旅行開始後、及び無連絡不参加の場合は 100%となります。

※日帰りの場合は、出発日の前日から起算して10日目にあたる日以降から取消料が発生します。

### 6. 特別補償

お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命・身体又は、手荷物の上に被られた一定の損害については、死亡・後遺障害の場合は補償金、入院については入院見舞金、携行品については補償金を主権旅行約款の特別補償規定の定めるところにより支払います。

### 7. 旅程補償

(1) 当協会は、契約書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1%～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし5の(1)の責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者 1 名に対して1募集型企画旅行につき15%を上限とし、また補償金額が1,000円未満時はお支払い致しません。

- イ. 旅行開始日または旅行終了日の変更
- ロ. 入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地的変更
- ハ. 運送機関の等級または施設のより低い料金のものへの変更
- ニ. 運送機関の種類または名称の変更
- ホ. 宿泊機関の種類または名称の変更
- ヘ. 宿泊機関の客室の種類、施設または景観の変更
- ト. 上記 イ～ヘに掲げる変更のうち、ツアータイトル中に記載があった事項の変更

(2) 次に掲げる変更の場合は、変更補償金のお支払いはいたしません。

- イ. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- ロ. 戦乱
- ハ. 暴動
- ニ. 官公署の命令
- ホ. 運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ヘ. 遅延、不通、運送スケジュールの変更など当初の運行計画によらない運送サービスの提供。
- ト. 旅行参加者の生命または身体确保安全のため必要な措置

### 8. 個人情報の取扱いについて

当協会は、旅行申込みの際、お知らせいただいた個人情報は、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。このほか、当協会からの旅行案内や統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

<ご案内>

◆詳しい内容及び旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)につきましては、係員にお尋ねください。

■受託販売

### 旅行企画・実施

福島県知事登録旅行業第2-324号 (一社)全国旅行業協会会員

一般社団法人 福島市観光コンベンション協会

総合旅行業務取扱管理者 高橋 康

〒960-8031 福島市栄町1-1 JR 福島駅西口2階

TEL024-531-6432 FAX024-531-8165

E-mail:kankou@f-kankou.jp

こちらしよふくしま

検索